

砂川市規則第11号
令和6年3月28日

砂川市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

砂川市職員通勤手当支給規則（昭和33年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「交代制勤務に従事する職員等にあつては平均1か月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、1か月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第8条の2中「平均1か月当たりの通勤所要回数」を「1か月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。